

# 令和8年度地方分権改革提案

## 特定商取引法における執行について



消費者庁 消費者ホットライン188  
イメージキャラクター イヤマン

消費者庁 取引対策課

重点7:特定商取引法における複数の都道府県にわたる消費者被害事案について国での対応を原則とするよう役割を明確化(消費者庁)

# 特定商取引法の概要

訪問販売等の消費者トラブルを生じやすい取引類型を対象に、事業者が守るべきルールと、クーリング・オフ等の消費者を守るルール等を定めている法律。同法に規定する事業者が守るべきルールに違反した場合、行政処分や刑事罰の対象となり得る。

## (1)消費者が自ら求めないのに販売の勧誘を受ける

### ①訪問販売



営業所等以外の場所で商品の販売等を行う

### ⑦訪問購入



営業所等以外の場所で物品を買い取る

## (2)事業者と対面して商品や販売条件を確認できない (遠隔地取引)

### ②通信販売



消費者が通信手段（電話、インターネット等）で申込み

### ③電話勧誘販売



(※(1)の要素もあり)

消費者に電話をかけて勧誘し、販売等を行う

### ⑤特定継続的役務提供



特定の7種類のサービスについて、長期・高額の契約を締結して行う

## (4)ビジネスに不慣れな個人を勧誘する

### ④連鎖販売取引

いわゆるマルチ商法のひとつ



「他の人を販売員にするとあなたも収入が得られる」と消費者を勧誘し、商品等を買わせる

### ⑥業務提供誘引販売取引



いわゆる内職商法のひとつ

「仕事を紹介するので収入が得られる」と消費者を勧誘し、その仕事に必要な商品等を買わせる

# 特定商取引法の執行権限

○ 「地方分権推進計画」（平成10年5月29日決定）に基づき、いわゆる**地方分権一括法**により**自治事務**として都道府県が処理する事務と規定（特定商取引法68条）

○ 政令の定め（特定商取引法施行令42条）

消費者が日々接しその消費生活を営む場である地方公共団体は、消費者に身近な行政機関として、地域住民からの相談、情報提供などにより**被害情報等を迅速に把握し、被害情報を踏まえた調査が可能**であることを踏まえ

「主務大臣の権限（注：調査及び行政処分）に属する事務で、当該都道府県の区域内における販売業者等に係るものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、**二以上の都道府県の区域**にわたり訪問販売等に係る取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあり、**主務大臣が**その事態に適正かつ効率的に対処するため**特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつたとき**は、**主務大臣が自らその事務を行うことを妨げない。**」と規定

# 平成28年の閣議決定について

## ○【地方公共団体からの提案】

「経済産業局が行っている広域的な消費者被害事案に対する事業者の処分等に関する事務について、必要となる人員・予算を含め関西広域連合への移譲を求める。」

(平成27年提案)

(提案団体：関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県)

## ○【閣議決定の内容】

「複数の都道府県にまたがる消費者被害事案への対応については、悪質事業者による潜脱行為の効果的な防止等を図るため、国と都道府県の執行における連携を一層強化することとし、両者の執行部門を結ぶシステムの拡充や連携強化に向けた情報交換の促進に係る通知の発出等の取組を平成29年度中に行う。」

## ○【閣議決定を受けた消費者庁の対応】

- ① 両者の執行部門を結ぶシステムの拡充→平成30年に執行ネットを改修し運用開始
- ② 連携強化に向けた情報交換の促進に係る通知の発出→通達において共同調査・共同処分、立入検査への協力等、都道府県との連携の一層の強化について、各経済産業局等に通知  
(平成29年11月1日通達)

# 今回の提案内容についての考え方①

## ○【広域に及ぶ消費者被害への対応の重要性】

- ・ 提案において指摘されているように、悪質事業者のうち被害が広域に及ぶ事案について、特定商取引法の行政処分をより実効的に行う必要性は国でも強く認識している。
- ・ 特にインターネット通販などは多数の地域に被害が拡大しやすく、多くの消費生活相談が寄せられている。また、近年社会問題化しているレスキュー・点検商法についても、営業拠点が複数あることで被害も多数の都道府県に及ぶ事案が確認され、これらの事案について国においても厳正に執行を重ねてきた。
- ・ このような重要な事案に対しては、国としても引き続き十分な執行体制を確保した上で、地方自治体との協力関係の強化・共同処分についても積極的に対応していく。

<【表1】特定商取引法に基づく処分件数（うち通信販売に関する処分件数）>

	2023年度	2024年度	2025年度
国による処分件数	95件（通信販売:7件）	69件（通信販売:21件）	42件（通信販売:21件）
都道府県による処分件数	37件（通信販売:0件）	47件（通信販売:7件）	38件（通信販売:0件）

※上記表において、共同処分の件数は以下のとおり計上している。

- ・ 国と都道府県が同一の事案について共同で処分した際の事案件数（2024年度1件、2025年度1件）・・・国と都道府県の双方に計上
- ・ 複数の都道府県が同一の事案について共同で処分した際の事案件数（2023年度1件）・・・処分を行った都道府県数分、処分件数を計上

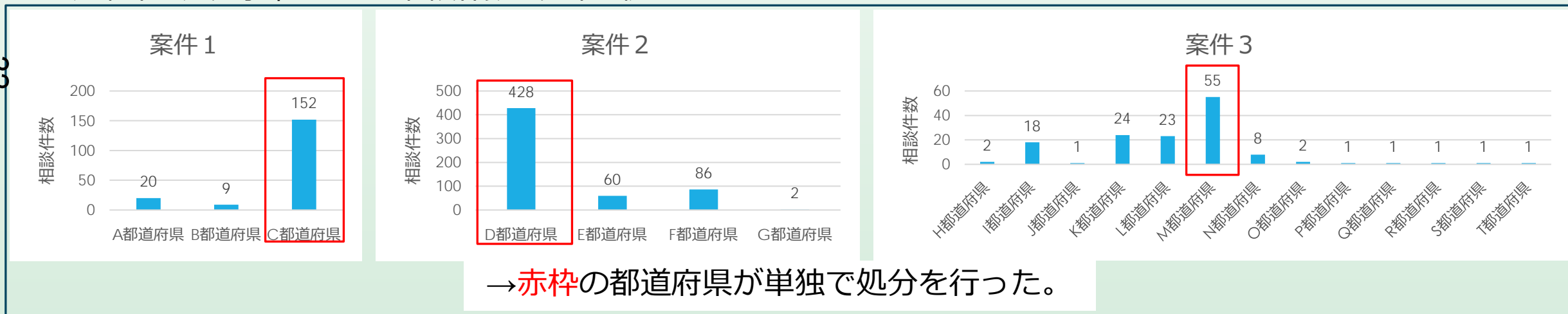
# 今回の提案内容についての考え方②

＜【表2】国及び都道府県で行った処分の件数（相談者が分布する都道府県数別（居住地ベース）：2025年度＞

相談者が分布する都道府県の数	1	2	3	4	5	6	7~9	10~14	15~24	25以上	合計
国における処分件数	0	0	0	0	0	0	3	0	3	36	42
都道府県における処分件数	0	9	4	8	0	7	1	6	3	0	38

※ 2025年に行われた行政処分は全て相談が複数都道府県にまたがるものであったが、行政処分自体は単独の都道府県によるものであった。

＜都道府県の処分事案における相談件数の分布の例＞



- 相談が複数都道府県にまたがる事案（通信販売などの全国性のある事案を除く）をみても、実際には相談件数の大部分が1都道府県に集中している事案がほとんどである。
- こうした状況を踏まえて、相談が複数の都道府県にまたがる事案であっても、処分のほとんど（2025年度においては全て）が単独の都道府県によって行われている（2023年度には複数の都道府県による共同処分として、1事業者に対する処分が行われたが、当該事案においても都道府県ごとの処分内容には差異があった）。

# 今回の提案内容についての考え方③

## ○【比例原則との関係】

- ・ 【表2】から、被害に即した執行を行う観点からすると、このような少数都道府県の範囲にとどまる事案についても、国が処分を行う場合、業務停止命令等の行政処分の効果が一律全国に及ぶこととなるため、**被害の実情や事業者の業務実態にそぐわない過剰処分となる（比例原則に反する）事例が多数生ずるおそれがある。**

# 今回の提案内容についての考え方④

## ○【効率的な執行の阻害】

- ・ 複数都道府県（2以上）にまたがる事案について、国が執行することを原則としてしまうと、以下のような問題が生じかねない。

①【表2】のとおり、まず、25都道府県以上にまたがるような全国性のある事案については、2025年度は全て国が処分を行っている。

また、相談が6～24都道府県に及ぶような事案については、国と都道府県が行った処分件数の比は6対17であり、相当部分の事案は都道府県が処分している。さらに、2～5都道府県に及ぶ事案については、国と都道府県が行った処分件数の比は0対21となり、全て都道府県が処分している。

このように、複数都道府県で相談が寄せられているものの、単独の都道府県が処分を行っているような事案は多数に上り、これらの事案に関して、都道府県が原則執行を行えないこととなると、地域性が高い事案も一旦国が受け付けた上で、結局都道府県に事案を差し戻すことになり、執行が非効率的になる。

② 被害相談が自らの都道府県に限られると考えて都道府県が着手したが、調査の過程で複数都道府県に被害が広がっていることが判明した場合、都道府県が原則執行を行わないことにより、**二重の調査コストがかかり、かつ、処分実施に遅れが生ずることとなる。**

# 今回の提案内容についての考え方⑤

## ○ 都道府県からの提案中にも記載のあった、都道府県における人手不足は重要な問題

### 解決の方向性① 執行の効率化

例えば、以下のような取組が考えられる。

- ・ブロック会議などを活用し、より効率的な調査手法等（ベストプラクティス）の共有を図る（国から都道府県、都道府県同士）。
- ・A Iによる執行方法などの検討を行い、成果について都道府県にも情報共有を行う。
- ・執行における研修の更なる充実を図る。
- ・執行ネットを活用し、共同処分の可能性のある事案等についてチェックを強化する。

### 解決の方向性② 国と都道府県とのコミュニケーション強化・連携強化

- ・国と都道府県との案件の分担や、共同処分を行うかどうかについては、事案に応じ、広域性、手口のトレンド、事案の複雑性などを勘案して総合的に判断することとなるものの、これまでの事例を共有するなどにより、都道府県とのコミュニケーションをより深めていくことを検討する。
- ・都道府県が調査・処分を進める際、人員・ノウハウ等の事情により支障がある場合には、国が積極的に支援（ノウハウ提供、共同処分等）を行う。

# 参照条文

## ● 特定商取引法に関する法律第68条

(都道府県が処理する事務)

この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

## ● 同施行令第42条

(都道府県が処理する事務)

法第七条から第八条の二まで、第三十八条から第三十九条の二まで、第四十六条から第四十七条の二まで、  
㉞ 第五十六条から第五十七条の二まで及び第五十八条の十二から第五十八条の十三の二までに規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第六条の二、第三十四条の二、第三十六条の二、第四十三条の二、第四十四条の二、第五十二条の二、第五十四条の二、第六十六条第一項から第四項まで（同条第六項において準用する場合を含む。）、第六十六条の二並びに第六十六条の五第一項及び第二項に規定する主務大臣の権限に属する事務で、当該都道府県の区域内における販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者、業務提供誘引販売業を行う者又は購入業者の業務（連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。）に係るものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、二以上の都道府県の区域にわたり訪問販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引、業務提供誘引販売取引若しくは訪問購入に係る取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあり、主務大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつたときは、主務大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

2 ~ 8 (略)

# 覚醒剤取締法に基づく申請・届出に係る都道府県經由事務の 廃止等について（管理番号85）

【地方分権改革有識者会議 提案募集検討専門部会】

厚生労働省 医薬局

# 覚醒剤取締法に基づく申請・届出に係る都道府県経由事務の廃止等の提案

## 提案の概要

- 覚醒剤取締法に基づく各種申請・届出、許可証等の交付について、都道府県を経由する旨の規定を廃止することで、事業者等が直接厚生労働省へ申請を行うことを可能とすること。

## 具体的な支障事例（提案に至った背景等）

- 県内の医薬品製造業者から、製造する医薬品の原料となる覚醒剤原料の輸入にあたり、覚醒剤取締法第30条の6第1項の規定に基づく許可手続を可能な限り迅速に行って欲しいとの申し出を受けることがある中で、同条第4項により都道府県知事を経由して申請書を提出することとなっていることが、手続を遅らせる要因となっている。また、許可証の郵送に関しても、都道府県を経由することで、申請者への交付に日数を要している。
- 覚醒剤取締法において都道府県知事を経由することとされている他の申請・届出については、全国的にも年間の受付実績が無い手続が多く、当該手続により都道府県知事が得るべき情報も無いため、経由の必要性に乏しいと考える。仮に都道府県知事が情報を把握すべきとするならば、当該手続のオンライン化に伴って、申請者が国へ提出する申請・届出内容を都道府県が閲覧可能とすることを求める。

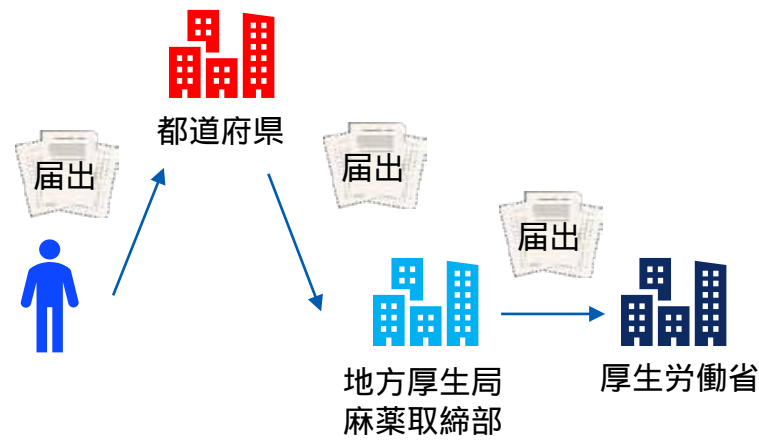
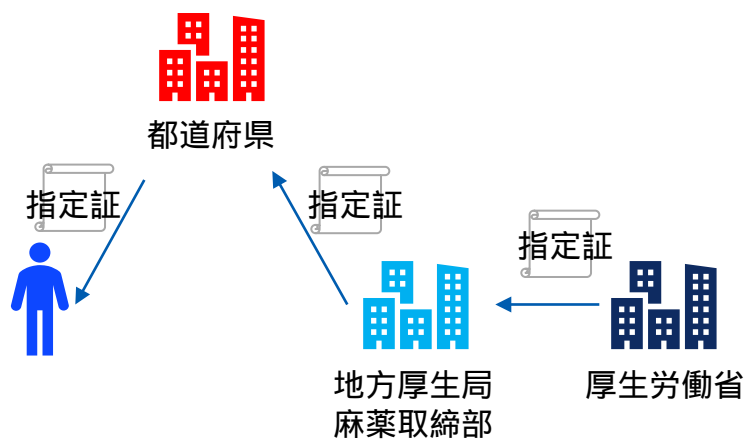
# 覚醒剤取締法に基づく申請・届出に係る都道府県経由事務等

## 制度の概要

- 覚醒剤取締法は覚醒剤の濫用による保健衛生上の危害を防止するため、覚醒剤又は覚醒剤原料を取り扱うことができる者を厚生労働大臣又は都道府県知事が指定。
- 覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者( )、覚醒剤原料輸出業者( )、覚醒剤原料製造業者( )は、厚生労働大臣に指定の権限があり、指定の申請、指定証の交付・返納等、各種届出・報告は、都道府県知事を経由することとしている。( )厚生労働大臣の権限を地方厚生局長に委任
- 覚醒剤研究者については、都道府県知事に指定の権限があるが、覚醒剤の製造、譲渡・譲受、施用・交付の許可の権限は厚生労働大臣であり、その申請は都道府県知事を経由することとしている。
- 国開設の病院又は診療所の覚醒剤施用機関は厚生労働大臣が主務大臣と協議して指定することとしており、指定証の交付・返納等、各種届出・報告は、都道府県知事を経由することとしている。

- 覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者( )、覚醒剤原料輸出業者( )、覚醒剤原料輸出業者( )の指定証の交付等 ( )地方厚生局長に権限委任
- 国開設の覚醒剤施用機関の指定証の交付等

- 覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者( )、覚醒剤原料輸出業者( )、覚醒剤原料輸出業者( )の指定の申請、各種届出・報告 ( )地方厚生局長に権限委任
- 覚醒剤研究者の製造、譲渡・譲受、施用・交付の許可の申請
- 国開設の覚醒剤施用機関の各種届出・報告



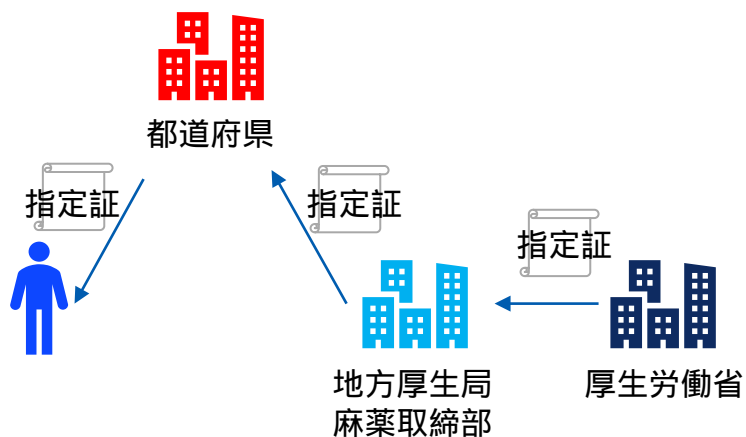
# 覚醒剤製造業者等の指定証の交付・返納等

## 一次回答

- 覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者に係る指定証の交付・返納等については、都道府県経由事務を廃止する方向で検討することとしたい。

- 覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者( )、覚醒剤原料輸出業者( )、覚醒剤原料輸出業者( )の指定証の交付等( )地方厚生局長に権限委任

見直し前



見直し後



# 覚醒剤製造業者等の申請・届出・報告

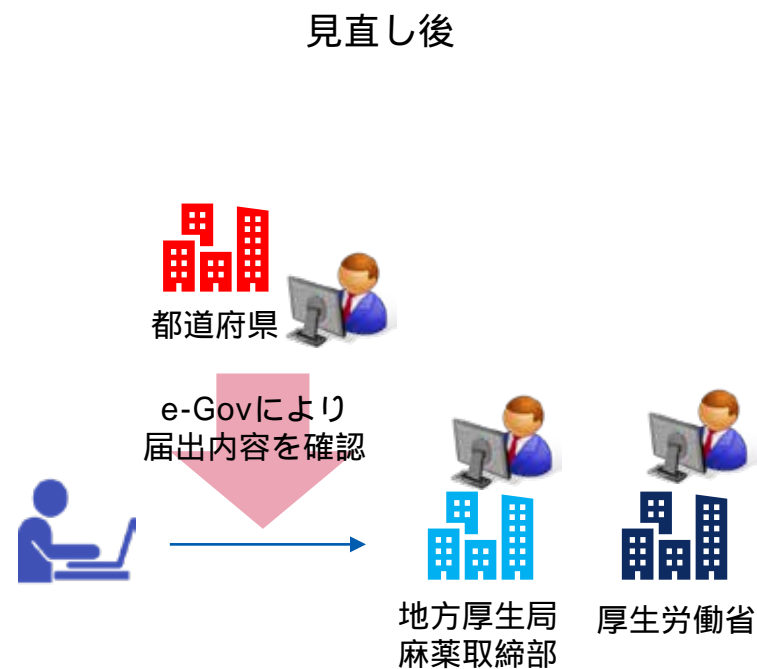
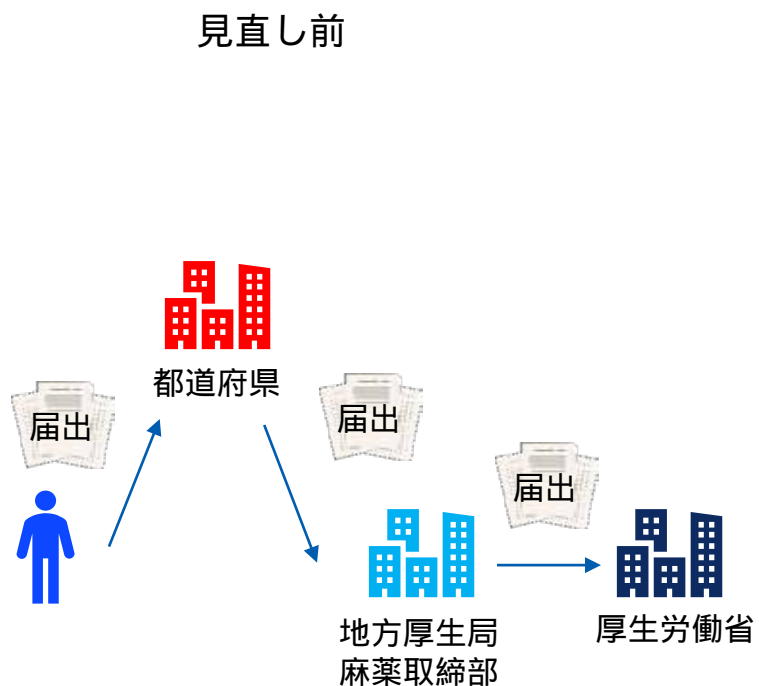
## 一次回答

- 申請等の事務については、以下の理由から、また国・県双方の事務負担の効率化を図る観点から、e-Govによるオンライン化について検討・調整を行った上で、都道府県経由事務の廃止に向けた検討を行ってまいりたい。
- 覚醒剤取締法第31条及び第32条では、厚生労働大臣に指定権限がある覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者について、都道府県知事による報告徴収・立入検査等ができることとしている。
- さらに、覚醒剤取締法第34条では、都道府県知事が覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者について、指定の取り消し及び業務等の停止の処分を必要と認めるときは、厚生労働大臣に具申しなければならないとされている。
- 厚生労働大臣に対して行われる覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者における申請等の内容は、都道府県においても覚醒剤監視員の業務として、また必要があるときは覚醒剤取締法第34条の意見具申を行うという観点から、情報が把握されている必要がある。
- また、覚醒剤研究者の指定の取消し等は都道府県知事の権限であるため、厚生労働大臣により行われる覚醒剤研究者の覚醒剤の製造の許可及び覚醒剤の譲渡又は譲受の許可について、都道府県においても情報が把握されている必要がある。
- これらの事務に係る都道府県の情報把握については、地方側要望内容で示されているとおり、都道府県経由事務を廃止し、手続きをオンライン化して都道府県においても申請・届出内容を閲覧可能とすることが考えられるが、国の事務のオンラインシステムとしてはまずe-Govの利用を検討することとなるため、当該検討の結果を踏まえ、都道府県においてe-Govへの対応をしていただく必要がある。

# 覚醒剤製造業者等の申請・届出・報告

- 覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者（ ）、覚醒剤原料輸出業者（ ）、覚醒剤原料輸出業者（ ）の指定の申請、各種届出・報告（ ）地方厚生局長に権限委任
- 覚醒剤研究者の製造、譲渡・譲受、施用・交付の許可の申請

42



# 国開設の覚醒剤施用機関の指定証の交付・返納等、届出・報告

## 一次回答

- 国の開設する病院又は診療所が覚醒剤施用機関に指定された際の指定証の交付・返納等や、届出・報告についても、都道府県において覚醒剤監視員の業務として覚醒剤施用機関への立入検査等の監視業務を実施する場合に必要な情報である。
- 国の開設する病院又は診療所の覚醒剤施用機関の指定は、覚醒剤製造業者の指定申請のスキームと異なり、医療機関側の申請ではなく厚生労働大臣が主務大臣と協議の上指定することとなっている。  
このため、仮に、指定証の交付に係る都道府県経由事務を廃止した場合、都道府県において県内の国開設の覚醒剤施用機関を把握できない懸念がある。
- こうした懸念も踏まえ、どのような対応が可能であるか検討してまいりたい。

# 参考資料 - 1

	概要	指定の要件	件数 (令和6年1月時点)
覚醒剤製造業者	覚醒剤を製造すること(覚醒剤を精製すること、覚醒剤に化学的变化を加え、又は加えないで他の覚醒剤にすること、及び覚醒剤を分割して容器に収めることを含む。ただし、調剤を除く。以下同じ。)、及びその製造した覚醒剤を覚醒剤施用機関又は覚醒剤研究者に譲り渡すことを業とすることができるもの	医薬品医療機器等法上の製造販売業者又は製造業者のうち、厚労大臣が適当と認めるもの	1
覚醒剤施用機関	覚醒剤の施用を行うことができるもの	精神科病院その他診療上覚醒剤の施用を必要とする病院又は診療所のうち、知事が適当と認めるもの	国開設：53 県開設：36
覚醒剤研究者	学術研究のため、覚醒剤を使用することができ、また、厚生労働大臣の許可を受けた場合に限り覚醒剤を製造することができるもの	覚醒剤に関し相当の知識を持ち、かつ、研究上覚醒剤の使用を必要とする者のうち、知事が適当と認めるもの	662
覚醒剤原料輸入業者	覚醒剤原料を輸入することを業とすることができ、又は業務のため覚醒剤原料を輸入することができるもの	医薬品医療機器等法上の製造販売業者又は製造業者その他覚醒剤原料を輸入することを業としようとする者又は業務のため覚醒剤原料の輸入を必要とする者のうち、厚労大臣が適当と認めるもの	22
覚醒剤原料輸出業者	覚醒剤原料を輸出することを業とすることができるもの	医薬品医療機器等法上の薬局開設者、製造販売業者、製造業者、店舗販売業者又は卸売販売業者その他覚醒剤原料を輸出することを業としようとする者のうち、厚労大臣が適当と認めるもの	12

	概要	指定の要件	件数 (令和6年1月時点)
覚醒剤原料製造業者	覚醒剤原料を製造すること（覚醒剤原料を精製すること、覚醒剤原料に化学的变化を加え、又は加えないで他の覚醒剤原料にすること、及び覚醒剤原料を分割して容器に収めることを含む。ただし、調剤を除く。）を業とすることができ、又は業務のため覚醒剤原料を製造すること（覚醒剤原料を精製すること、覚醒剤原料に化学的变化を加え、又は加えないで他の覚醒剤原料にすること、及び覚醒剤原料を分割して容器に収めることを含む。ただし、調剤を除く。）ができるもの	医薬品医療機器等法上の製造販売業者又は製造業者その他覚醒剤原料を製造することを業としようとする者又は業務のため覚醒剤原料の製造を必要とする者のうち、厚労大臣が適当と認めるもの	13
4 覚醒剤原料取扱者	覚醒剤原料を譲り渡すことを業とすることができ、又は業務のため覚醒剤原料を使用することができるもの	医薬品医療機器等法上の薬局開設者、製造販売業者、製造業者、店舗販売業者又は卸売販売業者その他覚醒剤原料を譲り渡すことを業としようとする者又は業務のため覚醒剤原料の使用を必要とする者のうち、知事が適当と認めるもの	1,361
覚醒剤原料研究者	学術研究のため、覚醒剤原料を製造することができ、又は使用することができるもの	覚醒剤原料に関し相当の知識を持ち、かつ、研究上覚醒剤原料の製造又は使用を必要とする者のうち、知事が適当と認める者	386

# 参考資料 - 1

	指定権者	指定の申請先	指定証の交付	指定の取消し及び業務等の停止	各種の届出・報告先 (廃棄の届出は全て知事)	県の監督	厚労省の監督
覚醒剤製造業者	厚労大臣	厚労大臣 (知事経由)	厚労大臣から (知事経由)	厚労大臣	厚労大臣 (知事経由)	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告徴収、立入検査</li> <li>指定の取消し及び業務等の停止の意見具申</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告徴収、立入検査</li> </ul>
覚醒剤施用機関 <small>(実態は、国開設又は県開設のみ)</small>	知事	知事	知事から	知事	知事	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告徴収、立入検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告徴収、立入検査</li> </ul>
国開設の覚醒剤施用機関	厚労大臣	—	厚労大臣から (知事経由)	知事	厚労大臣 (知事経由)	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告徴収、立入検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告徴収、立入検査</li> </ul>
県開設の覚醒剤施用機関	知事	—	知事から	知事	知事	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告徴収、立入検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告徴収、立入検査</li> </ul>
覚醒剤研究者	知事	知事	知事から	知事	知事 * 製造、譲渡・譲受、施用・交付の許可の申請先は厚労大臣 (知事経由)	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告徴収、立入検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告徴収、立入検査</li> </ul>

# 参考資料 - 2

	指定権者	指定の申請先	指定証の交付	指定の取消し及び業務等の停止	各種の届出・報告先 (廃棄の届出は全て知事)	県の監督	厚労省の監督
覚醒剤原料 輸入業者	厚労大臣 地方厚生局長 に権限委任。他 も同じ。	厚労大臣 (知事経由)	厚労大臣 から (知事経由)	厚労大臣	厚労大臣 (知事経由)	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告徴収、立入検査</li> <li>指定の取消し及び業務等の停止の意見具申</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告徴収、立入検査</li> </ul>
覚醒剤原料 輸出業者 17	厚労大臣	厚労大臣 (知事経由)	厚労大臣 から (知事経由)	厚労大臣	厚労大臣 (知事経由)	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告徴収、立入検査</li> <li>指定の取消し及び業務等の停止の意見具申</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告徴収、立入検査</li> </ul>
覚醒剤原料 製造業者	厚労大臣	厚労大臣 (知事経由)	厚労大臣 から (知事経由)	厚労大臣	厚労大臣 (知事経由)	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告徴収、立入検査</li> <li>指定の取消し及び業務等の停止の意見具申</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告徴収、立入検査</li> </ul>
覚醒剤原料 取扱者	知事	知事	知事から	知事	知事	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告徴収、立入検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告徴収、立入検査</li> </ul>
覚醒剤原料 研究者	知事	知事	知事から	知事	知事	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告徴収、立入検査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>報告徴収、立入検査</li> </ul>

**市区町村が行う国民年金事務の日本年金機構への一元化（管理番号166）  
障害年金事務の日本年金機構への一元化等（管理番号346）**

令和8年7月8日

厚生労働省 年金局

# 地方分権一括法による国民年金に係る市区町村事務の見直し

- **地方分権推進委員会の第3次勧告**（平成9年9月2日）において、国民年金法に基づく機関委任事務の廃止及び法定受託事務への見直しを勧告。**地方分権推進計画**（平成10年5月29日閣議決定）では、**国民年金事務のうち、届出の受理などの窓口事務は国民の利便性等の観点から「法定受託事務」と整理**。
- **地方分権推進一括法**（平成11年法律第87号）により、国民年金法において法定受託事務を規定し、その後、平成22年1月の日本年金機構の設立等を経て、現在の事務分担になっている。

## 年金関係事務における地方分権前と現在の日本年金機構※1と市区町村の事務分担

- 法定受託事務は、国民年金第1号被保険者に係る資格関係の届出等の受理・事実の審査及び第1号被保険者期間のみの老齢基礎年金の年金請求書や第1号被保険者期間や20歳到達日前等に初診日のある障害基礎年金の年金請求書等の受理・事実の審査に限られている。（国民年金第1号被保険者：自営業者、パートタイマー、無職、学生等）

49

	適用関係			保険料徴収関係		記録管理関係	年金給付関係				
	1号の届書受理	3号の届書受理	年金手帳交付※2	現年度保険料	過年度保険料		1号期間のみ有する者の年金請求※3	3号期間を有する者の年金請求	年金証書交付	年金支払	
<b>～H12.3.31</b> 市区町村の事務は機関委任事務	市区町村	市区町村	市区町村	市区町村	社会保険庁	市区町村	社会保険庁	市区町村	市区町村	市区町村	社会保険庁
<b>現在</b> 市区町村の事務は法定受託事務	市区町村	日本年金機構	日本年金機構	日本年金機構	日本年金機構	日本年金機構	市区町村	日本年金機構	日本年金機構	日本年金機構	日本年金機構

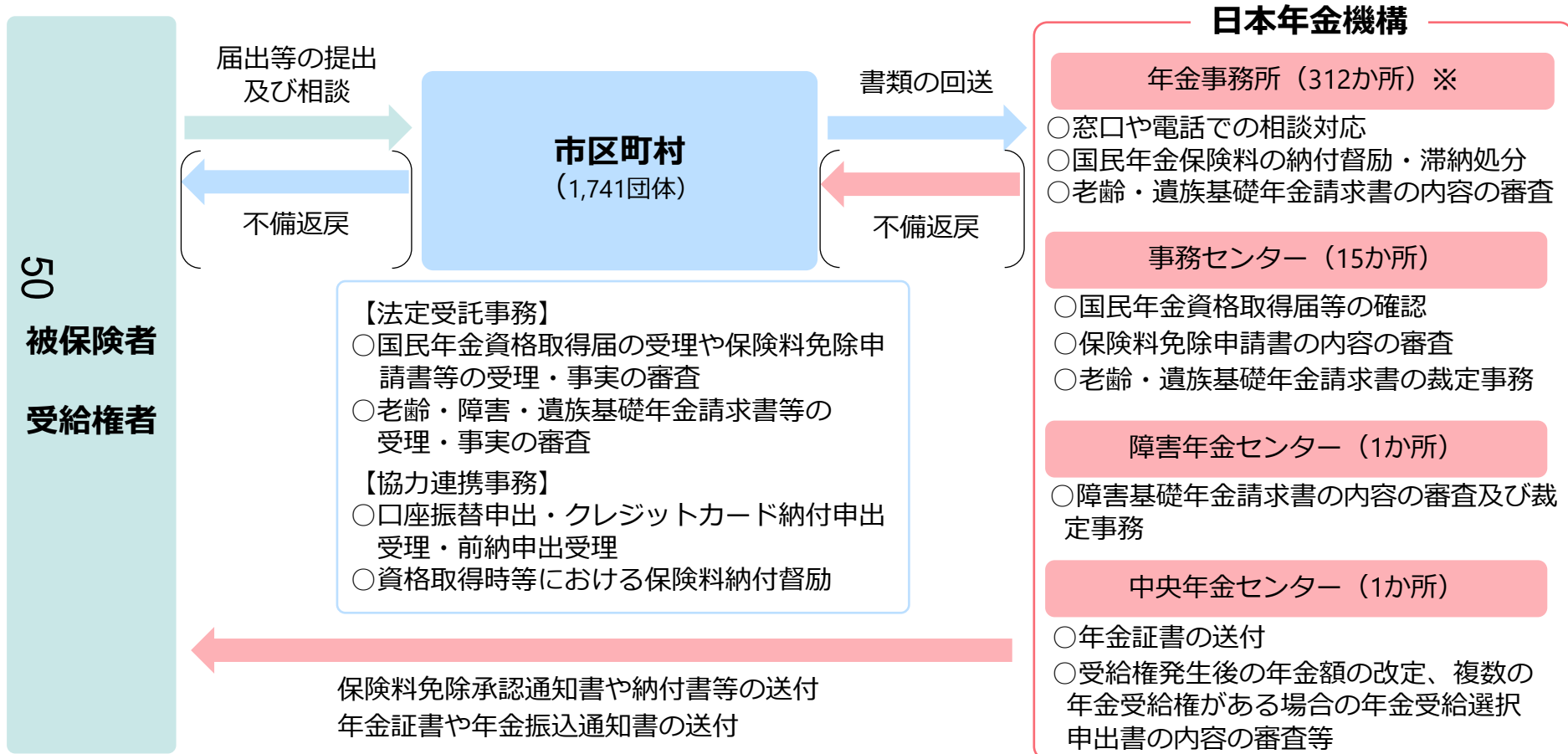
※1 平成22年1月1日に日本年金機構が設立され、同時に社会保険庁は廃止。

※2 令和4年4月1日以降は、「基礎年金番号通知書」を交付。

※3 第1号被保険者期間や20歳到達日前等に初診日のある障害基礎年金の年金請求も含む。 2

# 国民年金事務のフロー

- 市区町村では届出や年金請求書の**受理・事実の審査（法定受託事務）**及び**相談対応（協力連携事務）**を実施。
- 日本年金機構では、市区町村を経ずに直接持ち込まれた場合の届出や年金請求書の**受理・事実の審査**及び**相談対応**のほか、届出や年金請求書の**内容の審査・決定**や**年金の支給**に関する事務を実施。



※ 届出や年金請求書については、直接年金事務所に提出することも可能。その際、書類に不備があった場合は、本人に返戻し、補正を依頼している。

# 国民年金事務を市区町村において実施することの意義・メリット

- 国民年金事務を市区町村に担っていただくことで、障害年金の相談を含め、地域の身近な場所で相談・手続きを行うことが可能となり、**住民の高い利便性を実現**。（年金事務所は全国312か所）
- **転入届や国民健康保険の手続きなど、関連する手続きと一体的な対応**を行えることや、市区町村窓口で保有する所得情報や生活保護受給情報等の情報を確認することで、**免除申請や法定免除の届出の円滑な手続につながる**などの効果が期待される。
- 法定受託事務と保険料納付案内、口座振替、前納の促進事務や相談等（協力連携事務）を一体的に実施することで、相乗効果を発揮（費用は市町村事務費交付金で措置（令和8年度予算額331億円））。
- 住民の利便性や他の施策との一体性を考慮すると、**地方分権一括法制定時に考慮された国民年金事務を市区町村が担う意義は依然として大きい**。

## 市区町村の取組事例

### 国民年金相談等に係る住民サービスの向上

- 国民年金担当以外の課係と連携し、転入手続きに訪れた来庁者を国民年金係に漏れなく誘導する体制を構築。転入手続きと一体となって対応し、一度の来庁で必要な手続きが完結できるよう、住民の負担を軽減。
- 外国人相談窓口を設置し、タブレット端末や外国語に対応できる相談員を配置することで、外国人転入者に対し年金制度や資格取得手続きの確実な案内を実施。
- 自治体の広報誌に月1回以上の頻度で年金制度・手続に関する記事を掲載。可搬型窓口装置の活用及び年金事務所との密な連携により、窓口来訪者にきめ細やかな納付・免除勧奨を実施し、住民の年金権確保に貢献。

### 障害基礎年金の制度周知や相談体制の整備

- 障害基礎年金の制度や手続きの流れについて、4種類の独自のパンフレットを作成。庁内の関連部署のほか、特別支援学校や就労支援施設等にも配布を行い、住民の制度理解に貢献。
- 障害者手帳担当部署と連携し、障害者手帳交付時に独自の案内文書を交付することで、障害年金の相談につなげ、障害年金の制度周知を図り、障害年金の適切な受給に貢献。
- 自治体において「障害年金相談サポートセンター」を設置し、テレビ電話を活用した遠隔相談を導入。同センターには障害年金の知識・経験を有する職員を配置し、来庁した住民からの相談に全拠点でいつでも対応できるよう体制を整備。

## (参考) 日本年金機構の定員に関する閣議決定について

- 日本年金機構は非公務員型の法人として平成22年1月に設立。設立に至る経緯等を踏まえ、**閣議決定に基づき定員を厳しく管理**されている。

### 日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画（平成20年7月29日閣議決定）

#### V 機構の必要人員数

##### 1. 機構設立時の人員数

- ・ 機構の設立時点の人員数は**総数17,830人程度とし、うち10,880人程度を正規職員、6,950人程度を有期雇用職員**とする。

なお、現在、社会保険庁の常勤職員により担われている業務のうち、機構設立後に削減することが予定されている業務量におおむね相当する人員数（1,400人程度）については、機構の有期雇用職員として整理した。

- ・ また、機構の正規職員10,880人程度のうちおおむね1,000人程度については、外部から人材を採用することとするが、応募状況等を踏まえ、その採用数の拡大を検討する。

##### 2. 計画完了時の人員数

- ・ 一連の具体的な改革案の計画が完了した時点（刷新システムの稼働後2年後）の機構の人員数は**総数14,470人程度とし、うち10,770人程度を正規職員、3,700人程度を有期雇用職員**とする。

(参考) 日本年金機構の職員数（令和8年4月1日現在、基本計画内の予算定員）

正規職員 10,839人 有期雇用職員 4,788人

※機構設立後の年金制度改正等を要因とした業務量の増加により、別途有期雇用職員は増員されているが、正規職員は増加していない。

# 市区町村の相談機能の充実に向けた支援

- 市区町村専用ヘルプデスクの設置等を通じて、個別相談等に係る市区町村職員の業務負担を軽減。併せて、きめ細かな研修等を実施し、市区町村職員の年金業務の知識習得・技能向上を図っている。

強化・後方支援

市区町村の窓口機能の

- 市区町村において年金の納付記録が確認できる可搬型窓口装置（オンラインシステム端末）の貸与（1,236自治体に貸出し）
- 窓口事務の円滑な実施を支援するため「市区町村国民年金事務サポートツール（業務支援ツール）」の作成・配布
- 障害年金特有の医学的事項に関する照会に対応するため、日本年金機構に「市区町村専用ヘルプデスク」を設置（年間約3万件 令和7年度）
- 外国語での相談対応のため、11か国語対応の「マルチランゲージサービス」（電話通訳サービス）を提供（782自治体で利用）

【市区町村国民年金事務サポートツール】



【市区町村向け情報誌「かけはし」】



【YouTube 厚生労働省チャンネル】



研修等の実施

市区町村職員への

- 日本年金機構が発行する市区町村向け情報誌「かけはし」で、窓口事務での注意点やよくある返戻事例等照会の多い事例を掲載
- 障害基礎年金請求書の返戻事例集及び照会件数の多い事例を中心としたQ&Aを日本年金機構で作成し市区町村へ配布
- 日本年金機構による国民年金事務担当者向けの研修の実施及び資料のHP掲載（研修は1,347回実施 令和7年度）
- YouTube 厚生労働省チャンネル、日本年金機構HPにて窓口業務の円滑な実施にあたり、ポイントや注意点を交えた説明動画を掲載

## デジタル化の推進を通じた事務負担の軽減

- 被保険者の手続負担の軽減や事務処理の効率化等を図る観点から、市区町村を經由しない形での**年金手続きの電子化を推進中**。また、現在、**オンライン年金相談を一部離島地域で開始**しており、今後、対象拡大を検討。
- 他方、ビデオ通話等が使えない方や複雑な相談事案等において、**対面での相談ニーズは引き続き残ると**想定しており、相談・窓口機能としての市区町村の役割は今後とも大きい。

### 申請手続きの電子化

#### マイナポータルからの電子申請

国民年金保険料免除・納付猶予申請書、国民年金保険料学生納付特例申請書、国民年金第1号被保険者資格取得届（R4.5～）、付加保険料納付申出書、産前産後免除該当届、口座振替納付申出書（R6.3～）、年金受取機関変更届（R7.1～）

**プッシュ型でお知らせ文書をマイナポータルに電子送付、お知らせ文書から申請画面に遷移し、そのまま電子申請**

国民年金保険料免除・納付猶予申請書（R4.10～）、国民年金保険料学生納付特例申請書（R5.4～）、扶養親族等申告書（R5.9～）、老齢年金請求書（R6.6～）、65歳裁定請求書（ハガキ）等（R7.1～）

（参考）令和7年度の国民年金関係書類の電子申請件数（カッコ内は、市町村及び日本年金機構への申請件数に占める割合）

- ・ 国民年金被保険者関係届書（申出書）・関係報告書 約42万件（約1割）
- ・ 国民年金保険料免除・納付猶予申請書 約53万件（約1割）
- ・ 国民年金保険料学生納付特例申請書 約58万件（約3割）

### オンライン相談の拡大

平成30年より順次、離島3島（佐渡、五島、奄岐）と相談対応拠点間において、閉域網の専用回線を用いたTV相談を実施。令和8年2月よりWeb会議サービスによる相談環境に切替え。今後、運用課題の整理等を進めつつ、他の市区町村役場においてもオンライン年金相談ができるよう、対象拡大を進める。

## 参考資料



# 提案内容及び一次回答（市区町村が行う国民年金事務の日本年金機構への一元化）

## 提案内容

国民年金事務の日本年金機構への一元化。

## 一次回答

- 国民年金第1号被保険者に係る資格関係の届出等は、退職後の国民健康保険への切り替えや、来日された外国人の転入届など、関連する手続と一体的な対応を行えることや、市区町村窓口で保有する所得情報や生活保護受給情報等の情報を確認することで、免除申請や法定免除の届出の円滑な手続につながるなどの相乗効果が期待できること、全国1,741の自治体数に対し312という年金事務所の数を考えると、住民の住所地に近い市区町村で手続等ができることは、住民の利便性等に資するため、ご提案のように年金機構へ一元化を図ることは困難である。
- また、障害年金については、障害をお持ちの方の住まいから近く、福祉等の窓口でもある身近な市区町村窓口において相談し、年金請求手続ができることは住民にとって利便性が高いと考えており、引き続きご理解ご協力をお願いしたい。
- なお、市区町村の法定受託事務については、平成11年の地方分権一括法において、国民の利便性の観点で整理されたものであり、その前提で、現在の年金機構の体制を整備していることや、年金機構は、平成20年の閣議決定で定められた職員数の範囲で定員管理を行う必要があることから、一元的に年金機構が窓口となることは困難である。
- 一方、国民年金業務に携わる市区町村職員の事務の効率化や負担軽減を図ることは重要であると考えており、窓口の体制支援等として、「市区町村国民年金事務サポートツール（業務支援ツール）」の厚生労働省HPへの掲載や、年金機構による国民年金事務担当者向けの研修の実施、市町村において納付記録が確認できるよう可搬型窓口装置の貸与、市区町村向け情報誌「かけはし」による情報提供、電子申請の利用の促進や整備等を実施している。
- 窓口における住民サービスの一層の向上を図るため、市区町村、国及び年金機構とが密接な連携を保ち、業務の効率化を進めながら、国民年金業務を円滑に進められるよう努めているところであり、引き続き、ご理解とご協力をお願いしたい。

# 提案内容及び一次回答（障害年金事務の日本年金機構への一元化等）

## 提案内容

国民年金法施行令に基づく障害年金に係る法定受託事務（市町村が行う事務）について、年金事務所（日本年金機構）への窓口一元化を図るとともに、オンラインによる相談の受付・申請の導入を求める。

## 一次回答

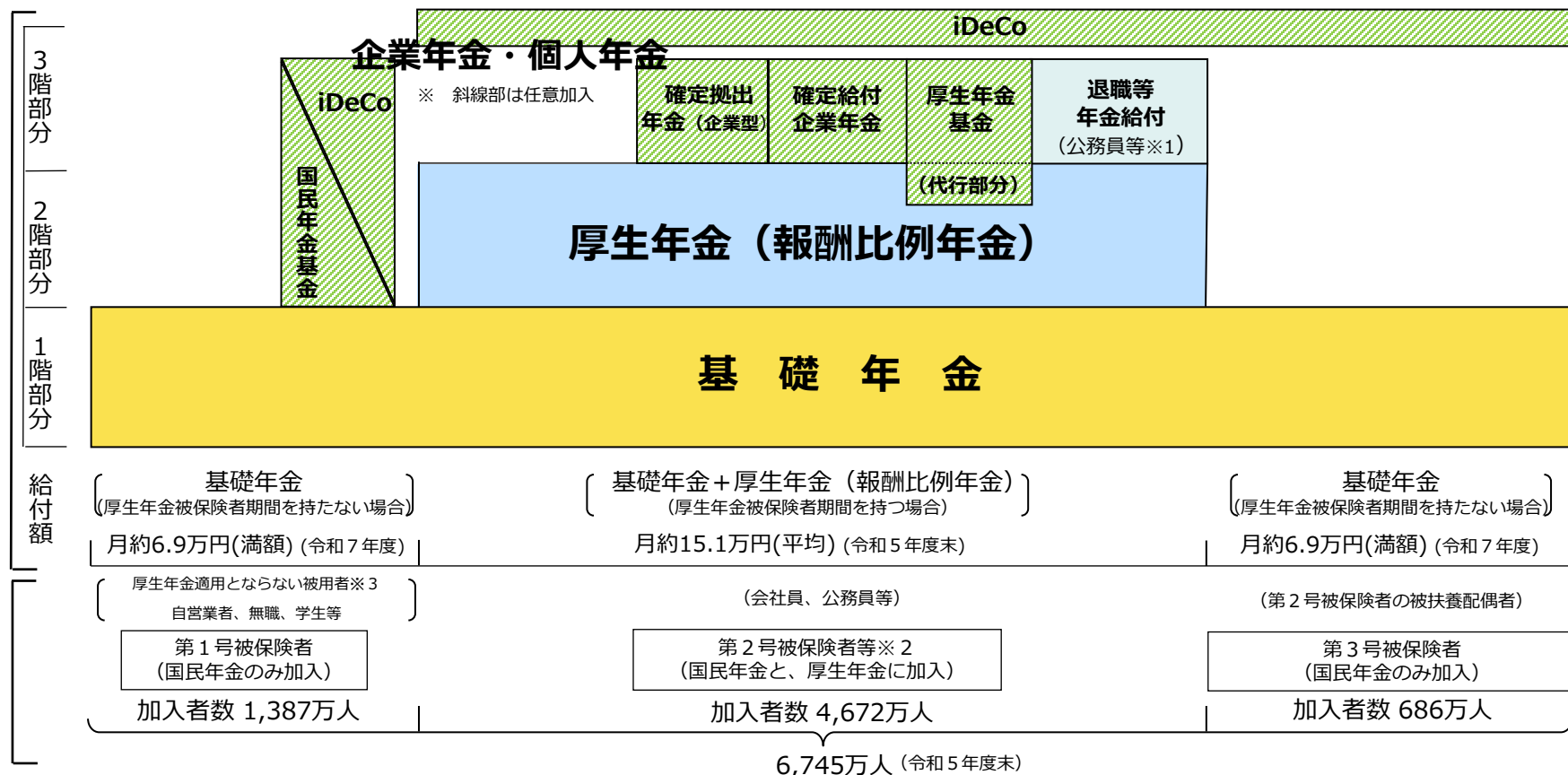
- 障害年金については障害をお持ちの方の住まいから近く、福祉等の窓口でもある身近な市区町村窓口において相談し、年金請求手続きができることは住民にとって利便性が高いと考えている。このため、障害年金事務を年金機構で一元化することは、全国1,741の自治体数に対し312という年金事務所の数を考えると、障害をお持ちの方にとって遠方まで相談に行かなくてはならない場合もあり、住民の利便性等を鑑みると、ご提案のように年金機構へ一元化を図ることは困難である。また、障害基礎年金の請求後に提出書類に不備があった場合は、これまでの相談の事績を把握している窓口で対応いただく方が住民の方にとっても安心感につながることから、受付時に記載内容や添付書類を確認していただいた市区町村へ返戻し、不備等について住民の方への対応をお願いしている。
- なお、市町村の法定受託事務については、平成11年の地方分権一括法において、国民の利便性の観点で整理されたものであり、その前提で、現在の年金機構の体制を整備していることや、年金機構は、平成20年の閣議決定で定められた職員数の範囲で定員管理を行う必要があることから、一元的に年金機構が窓口となることは困難である。
- 厚生労働省及び年金機構では、市区町村において障害基礎年金の請求書受付事務を円滑に実施していただくために、窓口事務の円滑な実施を支援するための資料（「障害基礎年金お手続きガイド」や「障害基礎年金ハンドブック」など）を掲載した「市区町村国民年金事務サポートツール（業務支援ツール）」を厚生労働省HP上で掲載するとともに、市区町村向け情報誌「かけはし」において、窓口事務での注意点やよくある返戻事例等照会の多い事例を掲載するなどの支援を行っている。
- また、YouTube 厚生労働省チャンネル、年金機構HPにてポイントや注意点を交えながら、障害基礎年金請求書の書き方を紹介した動画を掲載しているほか、年金機構では、初診日や診断書に関する事項など障害年金特有の医学的事項に関する照会に対応するため、「市区町村専用ヘルプデスク」を設置している。更に年金機構から障害基礎年金請求書の返戻を行った事例について返戻理由と解説をまとめた返戻事例集及び照会件数の多い事例を中心としたQ & Aを作成し市区町村へ配布しており、昨年度はQ & Aの事例を追加するなど、市区町村窓口で相談対応を行っている職員の方をサポートするよう取り組んでいる。
- 窓口における住民サービスの一層の向上を図るため、市区町村、国及び年金機構とが密接な連携を保ち、業務の効率化を進めながら、国民年金業務を円滑に進められるよう努めているところであり、引き続き、ご理解とご協力をお願いしたい。

# 年金制度の体系

- 年金給付は、「3階建て」の構造。（基礎年金、厚生年金（報酬比例年金）、企業年金・個人年金）
- 1・2階部分の公的年金が国民の老後生活の基本を支え、3階部分の企業年金・個人年金と合わせて老後生活の多様なニーズに対応。

年金給付

被保険者



※1 被用者年金制度の一元化に伴い、平成27年10月1日から公務員および私学教職員も厚生年金に加入。また、共済年金の職域加算部分は廃止され、新たに退職等年金給付が創設。ただし、平成27年9月30日までの共済年金に加入していた期間分については、平成27年10月以後においても、加入期間に応じた職域加算部分を支給。  
 ※2 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう（第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む）。  
 ※3 第3号被保険者とならない者に限る。

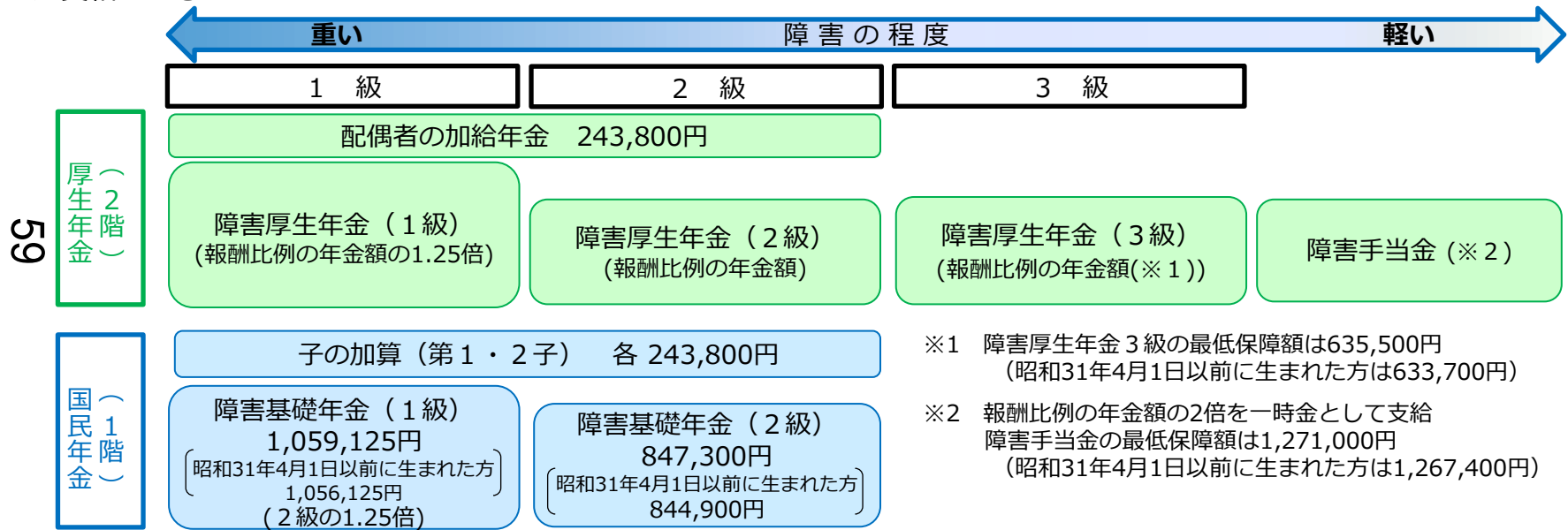
# 障害年金について

## 1. 制度概要

我が国では、基本的に20歳以上60歳未満のすべての方が公的年金制度に加入する「国民皆年金」となっている。

障害年金に関しては、

- ① 会社員・公務員（厚生年金被保険者）が病気やけがで障害が残った場合は「障害厚生年金」・「障害基礎年金」
- ② 自営業者・学生・無職等（国民年金第1号被保険者）、被扶養配偶者（国民年金第3号被保険者）、20歳前（国民年金加入前）等の病気やけがで障害が残った場合は「障害基礎年金」が支給される。



## 2. 支給要件

○障害年金の支給要件：以下の3つの要件を満たすことが必要（初診日が20歳前の年金制度未加入期間である場合は①②は不要）

### ①初診日に被保険者であること

※国内に居住している60歳以上65歳未満の方で年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は不要

### ②保険料納付要件を満たしていること

初診日までの被保険者期間のうち、3分の2以上が納付・免除・猶予であること。

※ただし、上記を満たさない場合でも初診日前直近1年間に未納期間がなければ良い。

### ③一定の障害の状態にあること

A：障害認定日時点で障害状態にある  
【認定日請求】

B：障害認定日時点は障害状態にないが、その後障害状態になった  
【事後重症請求】

## 1 市町村の法定受託事務に対する交付

- 基礎年金及び福祉年金、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に係る事務の一部は、法定受託事務として市町村が行っている。
- 法定受託事務に必要な費用は、市町村に負担義務はないものとされており、事務に要する費用は国が交付することとされている。



### 基礎年金等事務取扱費

（適用等事務、給付事務、免除事務）

### 福祉年金事務取扱費

### 特別障害給付金事務取扱費

#### ◇ 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）

（地方公共団体が負担する義務を負わない経費）

第十条の四 専ら国の利害に係る事務を行うために要する次に掲げるような経費については、地方公共団体は、その経費を負担する義務を負わない。

一～六（略）

七 国民年金、雇用保険及び特別児童扶養手当に要する経費

八～九（略）

#### ◇ 国民年金法（昭和三十四年法律第一百四十一号）（抄）

（事務費の交付）

第八十六条 政府は、政令の定めるところにより、市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、市町村長がこの法律又はこの法律に基づく政令の規定によって行う事務の処理に必要な費用を交付する。

- 基礎年金等事務費交付金について、政令において、従来は、事務に要する被保険者1人当たりの費用を基準単価として定め、被保険者数を基に交付金総額の算定の考え方を規定していたところ、令和2年度以降は、市町村の基礎年金等事務を適用等事務、給付事務、免除事務の3区分に分類し、3区分ごとの単価により算出した額を合計した額を交付金の総額とするよう政令の改正を行った。
- 政令に規定する3区分ごとの基準単価を基に、人件費算定基礎額及び物件費算定基礎額に3区分ごとの人数を乗じ市町村毎の交付金額を算定する方法を省令において規定した。

## 2 国民年金事務に係る市町村との協力・連携に対する交付

- 法定受託事務に付随する事務や相談等について、地方分権一括法による国民年金事務の見直しに伴い、国と市町村の協力・連携のもとに実施している。
- 協力・連携に必要な経費については、国が交付している。



### 協力・連携に要する交付金

- 協力・連携に係る経費については、厚生労働大臣が定める交付要綱において算定方法を定めている。

## 国民年金事務に係る市町村の法定受託事務

「法定受託事務」とは、国が本来果たすべき役割に係る事務であって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるものであり、必ず法律・政令により事務処理が義務付けられる。また、是正の指示、代執行等、国の強い関与が認められている。（総務省HP「地方自治制度」より）

事務の内容	根拠条文
1. 被保険者（第3号被保険者を除く。）の資格の取得及び喪失、種別の変更、氏名及び住所の変更等に関する届出を受理し、その届出に係る事実を審査（※1）するとともに、厚生労働大臣に報告（※2）すること。	国年法12①④
2. 任意加入（高齢任意加入を含む。）及び資格喪失の申出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	国年令1の2一
6 3. 保険料の全額、3/4、1/2、1/4の免除、学生納付特例、納付猶予、産前産後免除の申請を受理し、申請に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	国年法105① 国年令1の2九、十
4. 付加保険料納付・辞退の申出または該当・非該当の届出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	国年令1の2七
5. 受給権者からの第1号被保険者期間（任意加入期間を含む）のみの老齢基礎年金、第1号被保険者期間や20歳到達日前等に初診日のある障害基礎年金等の裁定の請求、その他給付に係る申請等を受理し、申請等に係る事実を審査するとともに、厚生労働大臣に報告すること。	国年令1の2三
6. 第1号被保険者（任意加入及び高齢任意加入含む）及び老齢基礎年金を除く受給権者の死亡に関する届出書を受理し、届出に係る事実を審査すること。	国法105①④, 国年令1の2四、十

※1 市町村が行う事実の審査とは、市町村の保有する公簿（戸籍、住民票、市町村民税課税台帳等）により、住所・氏名・生年月日及び所得の状況等を確認することをいう。

※2 厚生労働大臣への報告は、国民年金法の規定に基づき、厚生労働大臣から日本年金機構に事務が委任されている。

## 国民年金事務に係る市町村との協力・連携

「市町村との協力・連携」について、地方分権一括法による国民年金事務の見直しの際に法定受託事務と整理されなかった資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進事務や相談等について、被保険者に対するサービス低下を来たさめよう、国と市町村との協力・連携のもとに実施している。なお、この協力・連携に必要な費用についても、必要な財政措置を行っている。

### 協力・連携の状況（令和7年度）

1 資格取得時等における保険料納付案内、口座振替、前納の促進	(1) 納付督促（資格取得届、氏名変更届、住所変更届）	1, 670市町村
	(2) 口座振替申出受理・クレジットカード納付申出受理、前納申出受理	1, 551市町村
2 保険料納付督促広報記事等の広報誌への掲載		1, 578市町村
3 市町村において行われる相談業務		1, 636市町村
4 各種情報提供	(1) 所得情報の提供（紙）	104市町村
	(2) 所得情報の提供（磁気媒体）	6市町村
	(3) 電話番号の情報提供	1, 318市町村
	(4) その他の情報提供	1, 458市町村
	(5) 法定受託事務以外の申請書等回付	1, 376市町村
5 障害者手帳交付者への障害年金周知		817市町村
6 その他地域の実情を踏まえた協力	申請免除該当者への勧奨等	617市町村

※協力・連携の状況(令和7年度)の値は1,741市町村（特別区を含む）のうち、当該事項について協力のあった市町村数である。（決算前速報値）

# 年金事務所等の設置状況

年金事務所を全国312か所に設置しているほか、事務所の分室（ねんきんサテライト等）を全国8か所、年金の受取りに関する相談や手続きができる街角の年金相談センター（※1）を全国80か所に設置しているが、全市区町村（1741）のうち1477の市町村にはいずれの設置もない。

（※1）日本年金機構が全国社会保険労務士会連合会に委託し、運営。

63

鳥取 事務所 3 / 市町村 19  
 島根 事務所 3 / 市町村 19  
 岡山 事務所 6 / 市町村 27  
 広島 事務所 8 分室 1 / 市町村 23  
 山口 事務所 6 / 市町村 19  
 徳島 事務所 3 / 市町村 24  
 香川 事務所 3 / 市町村 17  
 愛媛 事務所 5 / 市町村 20  
 高知 事務所 4 / 市町村 34

## 中国・四国

福岡 事務所 11 / 市町村 60  
 佐賀 事務所 3 / 市町村 20  
 長崎 事務所 4 / 市町村 21  
 熊本 事務所 5 / 市町村 45  
 大分 事務所 4 / 市町村 18  
 宮崎 事務所 4 / 市町村 26  
 鹿児島 事務所 6 / 市町村 43  
 沖縄 事務所 6 / 市町村 41

## 九州

滋賀 事務所 3 / 市町村 19  
 京都 事務所 6 / 市町村 26  
 大阪 事務所 21 / 市町村 43  
 兵庫 事務所 10 / 市町村 41  
 奈良 事務所 3 / 市町村 39  
 和歌山 事務所 3 分室 1 / 市町村 30

## 近畿

富山 事務所 4 / 市町村 15  
 石川 事務所 4 / 市町村 19  
 福井 事務所 3 / 市町村 17  
 岐阜 事務所 6 / 市町村 42  
 静岡 事務所 9 / 市町村 35  
 愛知 事務所 16 / 市町村 54  
 三重 事務所 5 / 市町村 29

## 東海・北陸

北海道 事務所 16 / 市町村 179（※2）  
 （※2）歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島にある「色丹村、泊村、留夜別村、留別村、紗那村、森取村」の6村を含まない

## 北海道

青森 事務所 4 / 市町村 40  
 岩手 事務所 5 / 市町村 33  
 宮城 事務所 6 / 市町村 35  
 秋田 事務所 4 / 市町村 25  
 山形 事務所 5 / 市町村 35  
 福島 事務所 6 / 市町村 59

## 東北

茨城 事務所 5 / 市町村 44  
 栃木 事務所 5 / 市町村 25  
 群馬 事務所 5 / 市町村 35  
 埼玉 事務所 8 分室 2 / 市町村 63  
 千葉 事務所 7 分室 2 / 市町村 54  
 東京 事務所 28 / 市町村 39 特別区 23  
 神奈川 事務所 13 分室 2 / 市町村 33  
 山梨 事務所 3 / 市町村 27  
 長野 事務所 7 / 市町村 77  
 新潟 事務所 8 / 市町村 30

## 関東甲信越